議員 (大平 恭大)

3番、大平 恭大でございます。一般質問をさせて頂きます。

事前通告に従いまして、順に質問させて頂きますけれども本日の質問の内容は2 点でございます。

1点は、移動サービス・チョイ来たの事業について、2点目は、スリム化による 財源確保についてでございます。

では、順次申し上げます。まず1番目、移動サービス・チョイ来た事業について でございます。

3月の議会の一般質問において、私はコミュニティバス導入の必要性を問いましたが、町長より、コミュニティバスは、本町の厳しい財源状況下において、導入を検討するには、慎重にならざるを得ない。本町では、現在、高齢者福祉タクシー事業があり、また住民主体の支え合いサービスである移動サービス・チョイ来た事業は、利用者も多く、大変評判が良いと聞いているので、引き続き支援していく。これらを移動手段の選択肢の一つとして検討していきたい。と、答弁頂きました。

高齢者福祉タクシーの事業の利用状況、町の負担金額については、同月の渡邉議員の一般質問により説明がなされておりますので、重ねて質問を避けさせて頂き、私の今回の一般質問は、移動サービス・チョイ来た事業にフォーカスして質問させて頂きます。因みに3月の議会では高齢者福祉タクシー事業は、75歳以上の町民に対し、申請により毎年1万円分のタクシーチケットを交付しているもので、過去4年間、利用者は2,800人前後で推移、町の負担は1,500万程度で推移しております。今年度も1,600万の予算を確保して推進する事業というのを補足で説明させて頂きます。

さて、移動サービス・チョイ来た事業についての質問に入ります。移動サービス・チョイ来た事業の概要について教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来た事業の概要についてのご質問に答弁をさせ て頂きます。

移動サービス・チョイ来た事業は、住民の支え合いによる移動サービスでございま す。

高齢者を地域で支え合う取組を考える生活支援体制整備事業において協議体より各地区の課題である「移動・移送」についての解決策として、住民主体による移動サービス・チョイ来たが誕生しました。

利用者は、この活動に賛同し、利用規約等に合意をして、事前登録した65歳以上で 日常生活の移動に困っている方、または障害者手帳受給者、要介護認定者の町民で あります。運行日は毎週火曜日と金曜日で、運行時間は午前9時から10時30分、 11時から12時30分、13時から14時30分、15時から16時30分と1日90分1枠の4枠でございます。運行エリアは町内の医療機関、店舗、金融機関、駅、港、行政施設、地域の通いの場となります。運行は、運転ボランティアがチョイ来た専用の軽自動車で行っております。運転ボランティアの方には、運転免許証の確認と運転ボランティア養成講座の受講、運転者健康自己申告シートの記載を行って頂いております。また、香川県老人クラブが開催する高齢者安全運転サポート事業を活用し、フォローアップ講座を受講して頂いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。続きまして、利用料金について説明をお願い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの利用料金についてのご質問に答弁をさせ て頂きます。

道路運送法における有償にあたらない許可または登録を要しない輸送で実施しておりますので、燃料費の実費のみを負担して頂き、利用料金は1乗車50円でございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

続きまして、有償で移動サービスを提供する場合、二種免許が必要かと思われますが、利用料金の受入れが、この法令、具体的には道路運送法ですけれども、法令 上問題ないことの説明をお願い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たが、法令上問題ないかについてのご質問に 答弁をさせて頂きます。

道路運送法において第二種免許が必要でありますが、移動サービス・チョイ来たは、道路運送法における有償にあたらない許可または登録を要しない輸送方法で運行しており、この方法は道路運送法上の規制の対象外であり、第一種運転免許で可能です。事業の開始前に四国運輸局において利用規約や運行距離のシミュレーションを見て頂き、法律上問題がないことを確認した上で、令和3年10月からお試し運行、令和4年度から運行開始しました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

続きましての質問ですけれども、事故が発生した場合の責任の所在及び保険について、利用者・ボランティア運転手・車両について、それぞれ分けて説明をお願い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの事故発生時についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

移動サービス・チョイ来たは、代表者をはじめ、この事業に賛同して下さった方により利用規約を作成し、運行管理体制及び事故発生時連絡体制の整備を行っております。事故発生時には、事故発生時連絡体制整備に基づき、それぞれの立場で責任をもって連絡対応して頂くようになっており、住民主体の活動であることから利用者は活動の趣旨に賛同し、事故の際の補償や利用規約についての説明を受け、合意をする方が利用出来るようになっております。また、ボランティアの方においても活動の趣旨に賛同し、合意を得られた方に活動をして頂いております。

保険に関しましては社会福祉協議会が加入しており、加入内容は、ボランティア活動保険として運転ボランティア・受付ボランティア共にケガの補償、賠償責任の補償に、自動車総合保険として無制限の対人・対物賠償責任保険や1名につき5,000万円と日額入院7,500円と通院5,000円の人身傷害保険、1名につき500万円と日額入院7,500円、通院5,000円の搭乗者傷害特約、170万円の車両保険であり、事故発生時には、運転者より車両管理責任者である多度津町社会福祉協議会に連絡が入り、即座に対応出来る体制を構築しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今の質問について再質問をさせて頂きます。

私の質問の仕方が悪かったかと思うんですけれども、ただ今の説明は保険と書いてましたので、基本的に民事上の責任を償うということでの保険がおりますよとこういうご説明頂いたかと思うんですけれども、交通事故の場合は、あと刑事事件もあります。行政上の責任も問われますので、刑事事件の対象にもなり得るんじゃないかと思うんですけれどもその見解をお伺いしたいと思います。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

刑事事件のことでありますけれど、やはりこの活動自体が住民主体の活動ということで、利用者にまず理解をして頂き、活動の趣旨に賛同して頂いております。その事故の際の補償とか利用規約、利用規約の中でも事故が起こった場合の補償、補償内容、保険内容で保険での適用のみとさせて頂くというような記載があります。そういうようなことを理解して頂いて、利用して頂いてます。また、社会福祉協議会の方で加入して頂いています保険の方にも、もし裁判となった時の弁護士費用も特約の方で対応出来るようにはなっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今の答弁でまた再度質問することになるんですけども、今の答弁では当事者間の合意があるので刑事的な責任は問われないと、そのようなご回答とお伺いしましたけれども、そのようなことは、日本は法治国家なのであり得なくってですね、やはり必ず刑事上の責任が問われると思うんですけども、それについてはお答え出来る方、いらっしゃいますでしょうか。

総務課長(泉 知典)

大平議員の再質問に答弁させて頂きます。

あくまで一般論として説明させて貰います。我々もそうですけども、我々が公務上であっても普通に車の運転をして、事故を起こした場合、当然、被害者の方がおられた場合は我々が入っている保険とかで対応することが当然であります。しかしながら、我々もそうではありますし、多分そういうチョイ来たサービスの方もボランティアとして携わってくれてる方も道路交通法は法令順守は当然であります。信号であるとか一旦停止であるとか、スピードであるとか、当然それは守るべきことであります。そういう意味では、そんな刑事責任、例えばスピード違反で捕まったとか、そういう刑事責任的なものについても当然あり得ると思います。それはあくまで、個人的な責任。我々もボランティアにしても、交通ルールとか法律ですね、守るのは当然だと思います。例えば我々が運送業者で重過労な勤務というんですかそういうのをさせれば、当然、雇用者に問題があると思いますが、そうではございませんので。あくまで私個人としても、あくまで運転者そのものが刑事責任を問われることにはなろうかと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (大平 恭大)

答弁有難うございました。

急にといいますか指名もせずに回答を求めまして大変失礼致しますけれども、今の回答の方が正しいと思います。やっぱり刑事責任が問われないということは一般常識でありませんので、一応それを正させて頂くために敢えて質問させて頂きました。

いみじくもと言いますか本日、朝ニュースを見てまいりましたら、7年前に軽井沢のツアーバスが事故になって15人が死んだっていう事件が今日、長野地裁で判決が下りると。その判決内容、私まだこの時間承知しておりませんけれども7年前を振り返ってみますと、バス事業者ですから当然、二種免許のプロの世界です。プロの世界でドライバーと交代要員であるドライバーも含めて15人がその場で死んでおりまして、結局、5年経って当時の会社の経営者社長と運行管理者が起訴されて、2年間の裁判があって本日判決。一応、罪名は業務上過失致死ということで、刑法的にいくと5年間の懲役もしくは禁固、あるいは罰金100万円以下、こういう罪状になるようですけれども罪が問われると言いますか、一般の事故であってもボランティアの活動であっても交通事故が起これば業務上ということで、非常に重たい責任を問われるということです。ただ、私が今ここで言いたいのは、ボランティアの方に交通事故を起こしたらこういうことになりますよと脅かしてる訳じゃなくて、まず現状の認識の確認でございます。

基本的にはボランティアの方は非常に大変な勇気を持って、そういうのを当然、 承知した上で、皆さんボランティアをやって頂いている。人によっては、当然で すけども家族から反対があったり、あるいは、お断わりになっている方は事故があったら責任を負えないからということでお断りになってる方が多い。それを乗り越えて今ボランティアになっていらっしゃる方がほとんどですので、そういう事故になることも認識をしながら、ボランティアの方はやって頂いていると。それを町及び町民の皆さんにまず認識してもらいたい。こういう趣旨で質問をさせて頂いております。

では、続きましての質問になりますけれども、月あるいは週のチョイ来たサービ スの利用者の数について教えて下さい

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの利用者数についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和5年5月現在の事前登録者数は、92名でございます。令和4年度の利用延べ 人数は272名で、年間稼働率は平均92%でした。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今の答弁について再質問させて頂きます。

ただ今のご回答は延べ人数ということでございましたけれども、実際の利用者の 数がお分かりでしたら教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

申し訳ございませんが、今は延べ人数しか手持ちに持っておりませんので、回答出来ません。以上です。

議員(大平 恭大)

済みません。ちょっと事前の質問の仕方が悪かったと思いますので、私の方からお答えさせて頂きます。

まず登録者は92名いらっしゃいます。そのうち1度でも利用されてる方は47名です。ですから45人の方は登録したものの1度も利用されておりません。

一方で恒常的に繰り返し、ご利用されてらっしゃる方は25名です。で、延べ人数が全く意味がないのは、結局1週間でと言いますか1日4人運んでいます。1週間は2回運んでますから8人運んでいます。あと掛け算の世界なので、月で直せば4掛けて32名で1年に掛ける384名という数字になりますので、この数を数えて300人が使えてる。200人が使えてる。ということでは全くなくて、チョイ来たというのは、ボランティアさんが皆さん一所懸命支えていらっしゃいますけども、実際の利用者は25人に留まっていると。そういうことを私は、この場で皆さんに理解して頂きたい。町民の数は2万2,000人おりますが、65歳の方は7,300人いらっしゃいます。70歳以上の方5,800人。で、75歳になると4,000人で80歳以上になると2,500人ということで、潜在的なと言いますかマーケティングな言い方しますと

潜在的なニーズで申し上げると運転免許を返す方、75歳以上というのが一つの目安になっていると伺っておりますので。そうすると4,000人の方が、まず免許返上するであろう多度津町民の母集団になります。それでもやっぱりすぐ免許を返さずにそのまま運転されてる方もいらっしゃると思うんですけども、80歳になると、それがもう2,500人になる訳です。で、その半数とかあるいは3割みたいな数字を見ても、やっぱり1,000人から2,000人の単位で、多度津町民の中には、いわゆる交通手段を持たない。あるいはそれに困っている。そういうニーズを求めていらっしゃる方が潜在的にいると。そういうことをまず母集団として考えて頂いて。福祉タクシーの利用者もいらっしゃいます。金額ベースでいけば、1,500万円。今期予算は1,600万円ですから、1万円を全部使うとして1,600人が満足しているに留まっていて、それを増やせばいいじゃないかとこういうことになるんですけど、それがなかなか増やせない。そういう現状にある。それはまた今後の質問についてそれを深掘りしてまいりますので、現状で使ってる方25人だということをまず、認識して頂きたいと思います。

では、次の質問になりますけれども、同事業に関わるボランティアの人数を教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たのボランティア人数についてのご質問に答 弁をさせて頂きます。

令和5年5月現在で運転ボランティアの方は20名、受付ボランティアの方は38名で ございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今、答弁されたとおりで運転手のボランティア20名で、受付といって助手席に同乗されて運転手とか、あるいは利用者の方の介助・サポートするというのが受付担当者、あるいは受付事務自体がやってらっしゃる。それで38名ってことで、58人のボランティアが25人を支えていると。これがチョイ来た事業の現状であるとそういう風に認識して頂きたいと思っております。

で、サービスを増やすためには、運転者を増やせばいいということになるんですけども、まず単純にお話しさせて頂くと運転手さんというのは、月に1回、当番が回ってくる仕組みで今ローテーションが組まれています。火曜日と金曜日で、午前・午後に分かれていて、午前のコマと午後のコマということで出勤して頂いて、1週間で4人、運転手さんを配置して、1箇月で16人、こういうようなローテーションで、ですから20人の、ある意味ギリギリの人数の中で、1箇月かろうじて回しているというのが現状です。結局、今申し上げてるとおりですが、1人で2人の高齢者の方の移動を支えているということになりますから。月曜日から金曜日まで毎日1

台の車ですけどそれを毎日走らせることにして、1箇月すると40人の運転手が必要 になって運べる人数は80人がマックスです。で、25人しか利用出来てないと。こう いうことが先日の協議会の総会で発表されて、いらっしゃるボランティア、25人し かいないっていうことがその場で知らされた部分と、もっと増やせばいいじゃない ですかと。利用者、その募集も今、止まっているのですが、それも募集し直したら いいじゃないですか、そういう意見が出ましたけれども、結局は運転手が増えない ので、それが現実上出来ない。それはもう理由は先ほど申し上げたように、民事上 にも問われます。刑事上にも問われます。行政罰も当然あります。そういう中で、 他人を乗せて何かあった時に責任が負えないからということで、敬遠されていらっ しゃる方が、私の聞いた中でも皆さんほとんどです。本人ないしは家族が止めると いうことでありますけど、こういう中で、運転手が増えない限りにおいては、チョ イ来たサービスと言いますか利用者を増やすことは到底不可能でありまして。そう であればチョイ来たというサービスをこのままでいいのかという部分もありますけ れども、やはり、本来、町民1,000人から2,000人の方が望むコミュニティ的な移動 手段を別に考えなければ。あるいは福祉タクシーのチケット、もう少したくさん配 るということもあろうかと思います。大体福祉タクシー、利用率52%で1,500人延 べ人数、利用ですけれども、使ってる方は、基本的には労災に行って往復したら2 回で終わり、あとはもう自腹なんですよ。みたいな方が多くて、やはり金額の増額 に対するニーズが非常に高いです。ですから、コミュニティバスが難しいのであれ ば、それは必要なんであろうと私は思ってるんですけれども、福祉タクシーのチケ ットを増やすか、それ以外の移動手段を提供しなければ、高齢者が車が運転出来な くなって町内を移動する。先ほど引き籠りとかこういう介護の話で、あと外へ出な きゃいけないというニーズは分かってる訳ですし、外へ出たり町民の希望も分かっ てる訳なので。それに応えるためには町がある程度しっかり予算をとって、それに 応えていかないといけないっていうのはあるので。ですから揚げ足取りじゃござい ませんけれども福祉タクシーのチケットを配ってますと。あとチョイ来たの満足度 高いですというのは、ちょっと表面的な話であって。実態を深掘りすれば、それで 全然足らないというのが、皆さんご理解頂いたかなと思うんですけれども、そうい うことで今後の移動手段について、考えて頂きたいと考えております。

それで続いての質問させて頂きます。町からの助成の状況を教えて下さい。 高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たへの助成状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

多度津町高齢者等移動手段確保事業補助金交付要綱に基づき、運営補助を行っております。車両のリース代や通信費、保険料、利用料金で賄えなかった燃料費を補助しております。

令和3年度は135万275円、令和4年度は81万5,291円を補助し、令和5年度の申請額は117万9,000円でございます。これらの財源は介護保険法の地域支援事業のうち、住民主体の活動を支援するための地域介護予防活動支援事業を活用しており、令和3年度におきましては、新規立ち上げ費用の補助金として香川県移動外出支援事業補助金を活用しました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

今、ご説明頂いたとおり3年間で累計大体340万位、助成が出てますということになります。

で、これは決して嫌味ではないんですけれども25人の方を満足させるために340万が使われている。そういう実態であることには違いないというのは認識頂きたいと。で、3年間それで割ると13万円位で1年に直せば4万5,000円位を25人の方に負担していることになるんですけども、これを仮に2,000人ぐらいの移動手段に予算として費やすとすると1億円になりますので、チョイ来たのサービスを拡大させてもないですけども、やはり移動手段を提供する。町が負担するということで、2,000人位カバーしようと思ったら1億円使ってもおかしくないと。こういうことでありますので助成について見直して下さいという訳ではないですけども、やはりそういうお金の使い方も続けてこれでいいのかと理解して、検討して頂くと。そういう機会にして頂ければと思います。

では、続きまして最後のチョイ来たについての再質問でありますけれども、本事業の課題・問題点について説明をお願い致します

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの課題や問題点についてのご質問に答弁 をさせて頂きます。

住民の方が主体となって行っている活動であり、住民ボランティアの力が必要であります。活動を継続したり、かつ拡張したりするためには、担い手の確保が課題となっております。

利用者からは大変満足しているなど好評ではありますが、利用曜日を増やして欲しい。予約が取れないなどの回数の増加を望む声もあります。利用回数を増やすのも安全・安心に活動が出来るだけの担い手の確保が課題であり、今後、担い手の高齢化が問題となることが推測されます。

このようなボランティアによる輸送サービスは、県内におきましては、丸亀市と観音寺市も実施しており、全国的に広がってきております。その経緯は、平成27年に道路交通法が改正され、75歳以上の免許更新時の認知症検査が厳しくなったことから、高齢者の運転免許証の返納が増加すると推測し、国土交通省内での高齢者の移動手段の確保に関する検討会で輸送サービスの制度が整理され、互助

による輸送が明確化されました。それに基づき、平成30年3月に国土交通省が高齢者の移動手段確保のための互助による輸送、道路交通法上の許可、登録を要しない輸送の制度とモデルについての通知を発出したことによるものでございます。

本町におきましても高齢者がいつまでも住みなれた地域で過ごせるよう活動の趣旨を理解し、移動支援に御協力して下さる方が増え、継続的に活動出来るよう今後も支援し、助言してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

問題点は、既に私が幾つか折に触れても申し上げてるとおりなんですけども。利用者によっては、なかなか予約がとれないとか利用が出来ないということで、登録したものの、予約すること自体、諦めてしまってる人がもう大半であるということと、ボランティアである運転手さんが集まらないので、拡大をしたくても拡大出来ない。そういう非常にネックを抱えている。あるいは、もうこのボランティアという言葉に甘えて、町がやるべきことをやってないということもそもそも問題ではないかと思います。非常に事故が起こった場合については、大変な責任が一個人に降りかかってくる。皆さん、ボランティアの方は、それを乗り越えて協力してくれているものの、その有事がある日突然やってきて、町民の中に加害者が発生し、町民の中に被害者が発生する。そういうことで町民が不幸になるというのは、町全体についても不幸であることだと思いますので、私はこのまま放置して町が何もしないというのはいけないと思っております。

続いて最後に町長に再質問ということでさせて頂きますけれども、これまでの質問を踏まえて移動サービスについての町の在り方をちょっと、ご見解頂きたいと思います。

町長(丸尾 幸雄)

先ほどは、ご答弁頂いて有難うございます。

様々なことで勉強になりましたし、また少し、大平議員にお話ししておいた方がいいのかなということも、ちょっとここで聞きながら、感じておりましたので、いい機会を頂いて、うれしく思ってます。この移動サービス・チョイ来たっていうのが、これが全てではないんです。もう御存じのように。もともとこのチョイ来たっていうのは、デマンドタクシーなんですね。それで私が多度津町内のタクシー会社に、余りは言えないんですけども、お頼みしました。デマンドタクシーを扱ってくれませんか。その前にデマンドタクシーとかコミュニティバスとか色んなことを検討して。まず、そこから話をさせて頂きますけど、コミュニティバスっていう時にアンケートをとりましたら、自分の家のそばに停留所を置いて欲しいとか、自分が

行きたいところにぐるっと回って、時間をかけて行くのだけは勘弁して欲しいとい うことがありました。それと、この近隣の行政のコミュニティバスを色々聞いたり 調べたりしてますと、費用対効果が余りにも悪過ぎる。町民1人について何百万近 い金が流れている。それは全てのところではありませんけども、そういうことの中 で、じゃあ今のアンケートのことも考えると、町民の皆さん方が望んでいるのは、 ドアツードアじゃないか。ドアツードアということはタクシーになります。その時 までは福祉タクシー事業は、80歳以上で5,000円だったんですけども、そのアンケ ートを見た後に75歳以上で1万円。今のように変えたんですけども、それと同時に デマンドタクシーというのをタクシー会社にお願いに行きました。2回ほど行った んですけども、その時は断られました、今のタクシーが今のままのやり方でやって いきます。ということだったんで。今これもちょっと話が長くなって申し訳ないん ですけども時間は大丈夫ですかね。今、地域包括ケアシステムという制度のことが 出てきました。多度津町としても医療、介護、福祉、そしてボランティアの皆さん 方、その方々と一緒になって、体の不自由な方とか独居の方とか、そういう高齢者 を見守り支えていく。そのための地域包括ケアシステムというのを構築して、それ を充実していくということが求められています。そういう中で、ボランティアの 方々が本当にそのデマンドタクシーも出来なくなった。コミュニティバスは費用対 効果が悪過ぎて、今の多度津町のような財政状況では、なかなか無駄なことが出来 ない。そういう中で生まれてきたのがチョイ来たであります。それは、多度津町の 中で多度津支え合い笑顔の会というのが出来まして、四つの校区ごとに出来てま す。その中で、ボランティアの方々が地元の高齢者とお話ししている中で、病院に 行くのに足がないですとか、ちょっとした買物に行くのに足がない。そういうとこ ろから生まれてきたのがチョイ来たでありますので。これはあくまでボランティア の、本当に私どもにとっては、手の届かないところに手を差し伸べて頂いた町民の ボランティアの方々、非常に感謝してます。そういうチョイ来たをこれからもずっ とそのままでいくのか。今、大平議員がおっしゃったように、色んな危険性を孕ん でいます。そういうことを私どもが容認するのかというとそういうことでありませ ん。今も色々と、また、コミュニティバスに関しましても、今のようなコミュニテ ィバスですと色んなところで空バスって言われたり、もう当然赤字になる。赤字に なって財政を悪化するのは分かってる。だけども、その住民の声に応えてやってい るという、自治体、行政もあります。そういうことを考えた時に私どもは、財政の まず健全化を考えないと何も出来なくなってしまう。そういう考えの中で、今のよ うなコミュニティバスの運行というのはちょっと難しいんじゃないか。例えば、環 境に優しい電気自動車のようなものとか、それで活用出来るんだったらそっちの方 に、今、検討しているところです。コミュニティバスがやはり住民の皆さん方の中 には1番、ご希望がありました。ただ、その中で希望のあったコミュニティバスの

運行形態が、今のようなコミュニティバスの運行形態を希望している訳ではありません。やはり、住民のニーズに確実に応えていけるようなコミュニティバスの運行、またそれに代わる何かそういうものを検討していかなきゃいけないと考えていますので、どうか大平議員にも、これからも色々とアドバイスをして頂きながら、また、議会の皆様方と検討させて頂いて、住民が本当に望む、本当に住民の皆さん方の役に立つような、そのような公共交通を考えていきたいと思ってます。

それは今も申しましたように、環境にやさしいという、多度津町も今、ゼロカーボンシティ宣言も行っておりますので、今のコミュニティバスにしましてもガソリンを振り撒いてしまうようなことはちょっと難しいんじゃないかな。

そのような諸々のことも考えながら、議員の皆様方にもご相談させて頂きますので、どうかよろしくお願い致します。有難うございます。

議員(大平 恭大)

町長、答弁有難うございました。

少し3月よりは、前向きなご回答頂いたと思っているんですけれども、ちょっと一言苦言といいますか、申し上げると電気自動車のバスというのが、結局国内では大手メーカー作ってませんで、基本的に中国からの輸入と言います。中国の販売代理店からの販売が主流です。で、北九州に何かベンチャーでやってるとこあるらしいんですけども近頃の今ニュースと言いますか、ちょっと少し前になりますけども、その中国製の電気バスから六価クロム、いわゆる人体に有害な物質が出て、今現状は販売停止。余り国内で販売出来ない状態になっています。私も3月に申し上げたコミュニティバスのプランについては、とにかくいつ止めてもいいようにじゃないんですけども、いわゆる来るべきその自動運転の時代が来るのを見据えて、すぐ止められるような安いコストで、もう中古の車もワンボックスカーでもいいので、そういうのをとにかく乗り合いタクシーなり、あるいは乗り合いコミュニティバスとか言いながら運行させたらいいんじゃないかなというのが私のプラン、考えなので、やっぱ大仰に構えていくとなかなか実現しづらくなりますので、出来ることからやっていくということで、お考えをどうか検討して頂ければと思います。

済みません。時間ございませんので、続いての質問をさせていきます。

速やかな財源の確保ということで質問させて頂きます。

何かにつけ財源財政難との理由から、町民の望む投資、サービスが取上げられない 状況が続いています。この状況を打破するためにスリム化による財源確保の方法に ついて質問させて頂きたいと思います。

一般に事業会社においてスリム化による資金確保というのは、保有する有価証券不動産等の売却を資産を売却して現金を確保することを指します。バランスシートの資産の換価を目的するので、財務のリストラだとも言います。現金確保のためとは言え、事業継続必要な工場を売却する訳にはいかないので、保有する不動産のう

ち、事業計画に必要なものとそうでないものを選択し、必要でないもの、すなわち 遊休不動産、売却可能な資産を主に売却をしてまいります。それが財務のリストラ ということになります。

さて、本町において、このような住民サービス等に提供しない遊休不動産はどの程 度あるんでしょうか。回答をお願い致します。

総務課長(泉 知典)

大平議員の住民サービス等に提供していない遊休不動産はどの程度あるのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、大平議員のご質問にございます遊休不動産とは、現在、町が所有している普通財産のうちの売却、貸与等の有効的な活用を行えていない土地のこととして、ご回答申し上げます。

令和5年3月末現在、町の普通財産は49万2,301㎡でございます。そのうち、山林及び貸付け等を行っている土地面積が47万6,673㎡を占めており、売却、貸与等の有効的な活用を行えていない土地につきましては、それらを除いた1万5,628㎡となっております。なお、そのうち本通1箇所、栄町2箇所、計1,001㎡の土地につきましては、売却地として公募中でございます。しかしながら、その他の大多数の土地は500㎡未満の狭隘な土地となっておりますので、現状では有効的な活用が出来る可能性の低い土地であると認識しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

時間が気になって少し早口になってまいりますので、よろしくお願い致します。 説明頂いた不動産のうち、土地の上に老朽化した建物がある場合などは、直ちに売 却することは難しいケースがあろうかと思います。

本日は多度津町土地開発公社を通じて町が取得を続けている多度津町大通り249番地2他の土地、すなわちシルバー人材センターのあるあたりの駐車場として、よく利用されている更地についてその売却是非を検討していきたいと考えます。当該土地の取得目的、取得経費について説明をお願い致します。

町長(丸尾 幸雄)

大平議員の当該土地の取得目的、取得経費についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

多度津町土地開発公社は、町からの出資金を基に昭和49年に設立された外郭団体で ございます。町からの委託を受け、必要な公共用地の先行取得を行うことを目的に 設立されました。

設立当時は地価が高騰していた時期であり、町が計画した道路や公共施設に必要な 土地を迅速に取得する必要がございました。土地開発公社は、設立以降、道路や公 園、社会福祉施設等の公共事業用地の取得を町に代わって行い、本町の社会資本整 備に大きな役割を果たしてきました。

今回、議員のご質問にございました土地開発公社が先行取得した多度津町大通りの 土地につきましては、平成3年度に町からの委託を受け、実施した駐車場用地事業 であり、公共駐車場、公園及び道路用地を目的として日本国有鉄道清算事業団より 取得したものでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。当該土地の面積を町と公社それぞれで教えて下さい。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地の面積についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

駐車場用地事業の土地の面積につきましては1万439㎡で、全て土地開発公社の土地でございます。現在、第3次多度津町土地開発公社経営健全化計画に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年をかけ、町が土地開発公社から買戻しを行っている最中であり、町の買戻しが完了した後に町の名義に変更する予定でございます。

なお、令和5年4月末現在までの町の買戻し面積は8,320㎡で、買戻しが必要な残りの面積は2,119㎡となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁に再質問させて頂きます。

現在の土地は全て公社名義ということなんですけれども、ですから土地開発公社 の評議会で頂いて、毎年少しずつって言いますか一定面積を町が買戻していると いうことになってますけれども、いわゆる登記上は公社のままで存置している と、そういう理解でよろしいでしょうか。

総務課長(泉 知典)

大平議員の再質問に答弁させて頂きます。

そのとおりでございます。土地開発公社の中での話では、実際の良く分かるように、お金がこれだけだから、これだけの分は町のものですよという言い方してますが、全額返済しない限り土地の名義は変えられませんので、今のところ全部土地は土地開発公社の名義となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

今の説明で分かりました。実際少しずつ土地を買い戻すと分筆してその部分で買い戻すとか持分に分けて持分で買い戻すとなるんですけども、都度登記で費用が掛かると。あるいは手間が掛かるということを考えると、最後一括でやりますよというのは町と公社との関係なので、区切りがあることとは思いませんので、そういう手続を踏んでるというのは理解致しました。

では次の質問ですけれども、現在の利用状況及び将来にかけて利用目的があるんで

あれば、その目的を教えて下さい。

町長(丸尾 幸雄)

大平議員の現在の利用状況及び将来にかけての利用目的についてのご質問に答弁 をさせて頂きます。

現在の利用状況につきましては、公益社団法人多度津町シルバー人材センターの駐車場、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団が管理しております多度津町立資料館の駐車場、また、JR四国の多度津工場の建て替えに伴い、四国鉄道機械株式会社及び四国開発建設株式会社の駐車場及び工事ヤードとして貸付けをしております。

その他、多度津町民会館でイベントがある際には、臨時駐車場として貸付けをしております。将来にかけての利用目的につきましては、土地開発公社からの買戻しが完了した後、現在の利用状況等を考慮しながら関係課及び関係機関と連携を図り、売却及び貸付け等も含め適切な管理及び有効な利活用が行えるよう検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございます。

時間の中で大変恐縮なんですけども、ただ今の答弁でちょっと異議がございまして、土地開発公社からの買戻しが完了した後に現在の利用状況を踏まえて将来の利用状況と言いますか、売却するしないを含めて検討しますと。こういうご答弁だったと思うんですけれども、私がこの質問をしている趣旨というのは、町が財政がない。お金がない。だから何も事業が進められない。こういう、お話されているので、では直ちにお金になるものがありますよね。っていうこういう指摘でございまして、町が公社から買戻しするまで何も考えないと言いますか売却を先送りするというのは、ここでの会話がいわゆる公開記録として残る以上は、その記録を残す訳にいかないので、後に考えますというところを訂正もしくは削除。あるいは違うという言い方だと意味が違うんですけど、ちょっと修正をお願いしたいんですけども、よろしくお願いします。

総務課長(泉 知典)

大平議員の再質問ではございませんが、今のことでちょっとお答えさせて頂きます。

今現在あの土地には、例えば町道が入っております。そのうち近々のうちに、あそこも地籍調査が入ります。その時に売却も鑑みた形で町道を入れることも必要となってまいります。そういうことも含めまして、町が全て買戻した後というのは、ちょっと不適切かも分かりませんが、そういう風なことが全て終わった後に、そういうことも鑑みながら、機会があるごとに検討していきたいと思います。よろしくお願い致します。

議員 (大平 恭大)

では、もう直ちに売却に相応しいものになれば、すぐに売却して頂くということでお願いしたいと思いますけれども、先送りが出来ないという状況は、ご理解頂きたいと思います。

続きましての質問にさせて頂きます。

借入金の年間支払い額及び当該土地に関わる借入金の完済までの利払いの総額を概算で結構なので教えて下さい。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地における現在の公社の借入金と返済状況、町の累積購入金額 とその資金手当ての方法についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

土地開発公社は町からの委託を受け、金融機関から借入金を元に土地を取得した 後、取得した土地を町へ売却し、その売却収益を金融機関からの借入金の返済に充 てております。

令和5年4月末現在の土地開発公社の駐車場用地事業における金融機関からの借入金は1億9,252万2,000円でございます。令和5年4月末現在までの返済総額は8億8,906万1,000円でございます。町の累計購入額、いわゆる町の土地開発公社からの買戻し総額は令和5年4月末現在、8億6,400万円となっており、その資金の手当ては、町の一般会計からの支出となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

済みません。ちょっとまずお詫びしなきゃいけない、ちょっと私も時間が気になってまして今5番の質問をすっ飛ばして6番にいってございまして、一応借入れの状況については、あるのは2億弱ということなんですけども、その利息の負担状況をご説明下さい。6番の回答をお願いします。

総務課長(泉 知典)

大平議員の借入金の年間支払い額及び当該土地に係る借入金の完済までの利払い 額の総額についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

借入金の年間支払い額、いわゆる土地開発公社の駐車場用地事業における金融機関からの借入金の年間償還金額は1億800万円でございます。借入金の完済までの利払いの総額は約150万円でございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

有難うございました。

では次に、土地を売却した場合、今度は名義が個人に変わった場合、個人あるいは法人に変わった場合に得られるだろう固定資産税の金額を概算で教えて下さい。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地を売却した場合の得られるであろう固定資産税についてのご 質問に答弁をさせて頂きます。 令和5年度の固定資産評価額に基づき、町が当該土地を土地開発公社から買戻しを 行った後に現状のまま他社へ売却すると想定した場合の固定資産税額は年間約 160万円と算出されております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

済みません。早口に付き合って頂いて有難うございます。

今の話でいきますと、まず利息を町が150万円負担しています。一方でそれを売却して、今度固定資産で得られると160万円貰えます。ですから300万円位の差額で町の収支も改善するということになりますので、そこをちょっとアピールと言いますか、皆さんに認識して頂きたいと思います。一方で今度売却をした場合に、9番になりますけども土地の売買についての見解をお願い致します。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地の売却についての見解についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

土地開発公社からの買戻しが完了した後の当該土地につきましては、売却も選択肢の一つでございますが、現在の利用状況等を考慮しながら、関係課及び関係機関と連携を図り、売却及び貸付け等も含め、適切な管理及び有効な利活用が行えるよう検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

有難うございました。時間が参りましたので、これにて終了です。